

熊本県公報

第 1 1 3 8 9 号

平成 18 年 4 月 3 日 (月)

(毎週 月・水・金発行)

目 次

告 示

- 熊本県健康センターの使用料収納事務委託……………(健康づくり推進課) 1
- 指定居宅サービス事業所の指定(通所介護)……………(高齢者支援総室) 1
- "……………(") 2
- 漁船保険義務加入に係る指定漁船調書の縦覧(千丁加入区)……………(水産振興課) 2
- 公有水面埋立に伴うしゅん功認可……………(漁港漁場整備課) 2
- "……………(") 3
- "……………(") 3
- "……………(") 4
- 児童福祉法に基づく事業者の指定……………(障害者支援総室) 4
- 知的障害者福祉法に基づく事業者の指定……………(") 4
- 身体障害者福祉法に基づく事業者の指定……………(") 5
- 身体障害者福祉法に基づく事業者の廃止……………(") 5
- 知的障害者福祉法に基づく事業者の廃止……………(") 5
- 児童福祉法に基づく事業者の廃止……………(") 6
- 身体障害者福祉法に基づく事業者の指定……………(") 7
- 知的障害者福祉法に基づく事業者の指定……………(") 7
- 児童福祉法に基づく事業者の指定……………(") 8
- 身体障害者福祉法に基づく事業者の指定……………(") 9
- 指定居宅介護支援事業所の指定……………(高齢者支援総室) 9

公 告

- 平成 18 年度熊本県広報誌「県からのたより」制作業務に係る一般競争入札……………(広 報 課) 9
- 浦川河川整備計画の公表……………(河 川 課) 12
- 建設業法第 29 条の 2 の規定に基づく監督処分……………(監 理 課) 12
- 団体営土地改良事業の工事完了……………(農村計画・技術管理課) 13

告 示

熊本県告示第 375 号

地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 158 条第 1 項の規定により、次のとおり使用料収納事務を委託することとしたので、告示する。

平成 18 年 4 月 3 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 委託の内容
熊本県健康センター条例第 9 条第 1 項に規定する使用料
- 2 委託の相手方
財団法人熊本県総合保健センター 熊本市東町四丁目 11 番 2 号
- 3 委託する日
平成 18 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日まで
- 4 契約締結日
平成 18 年 3 月 24 日

熊本県告示第 376 号

介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 18 年 4 月 3 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【通所介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事 業 者 名	指 定 年 月 日
デイサービスあさひまち	医療法人社団金森会	平成 18 年 3 月 17 日

宇土市旭町 151 番地 4

熊本県告示第 377 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 18 年 4 月 3 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【通所介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
デイサービスセンターきらら 宇城市松橋町きらら一丁目 9-1	社会福祉法人熊本厚生会	平成 18 年 3 月 17 日

熊本県告示第 378 号

漁船損害等補償法（昭和 27 年法律第 28 号。以下「法」という。）第 112 条第 1 項の同意を求めるため、漁船損害等補償法施行令（昭和 27 年政令第 68 号）第 5 条第 1 項の規定による事前の届出があったので、同令第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

平成 18 年 4 月 3 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 加入区の名称
千丁加入区
- 2 発起人の住所及び氏名
八代市千丁町古閑出 2793 番地 1 永田 健一
八代市千丁町古閑出 209 番地 6 山下 伊之助
八代市千丁町古閑出 2970 番地 2 川越 康介
- 3 法第 113 条第 1 項の申出をする漁業協同組合
千丁漁業協同組合
- 4 縦覧期間
平成 18 年 4 月 3 日から平成 18 年 4 月 17 日まで
- 5 縦覧場所
千丁漁業協同組合

熊本県告示第 379 号

公有水面埋立法（大正 10 年法律第 57 号）第 22 条第 1 項の規定に基づき公有水面埋立てに関する工事のしゅん功を認可したので、同条第 2 項の規定により次のとおり告示する。

平成 18 年 4 月 3 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 しゅん功認可年月日
平成 18 年 3 月 24 日
- 2 しゅん功認可を受けた者の住所及び氏名
熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号 牛深漁港管理者 熊本県
牛深市牛深町 2286 番地 103 牛深市
- 3 埋立区域
 - (1) 位置
牛深市久玉町字堂面 1216 の 7 地先及び字村田 1411 の 144、1411 の 137、字堂面 1216 の 7 に隣接する平成 6 年 5 月 31 日付け熊本県指令漁第 3 号の免許に係る埋立地地先公有水面
 - (2) 区域
次の①の地点から③の地点までを順次直線で結んだ線、③の地点と④の地点を結ぶ平成 6 年 5 月 31 日付け熊本県指令漁第 3 号の免許に係る埋立ての埋立区域と公有水面との境界線（DL + 3.02 メートル）及び④の地点と①の地点を結ぶ平成 2 年の春分の日満潮位（DL + 3.02 メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域
①の地点 牛深港明石防波堤灯台（北緯 32 度 12 分 42 秒 東経 130 度 01 分 54 秒）から 325 度 03 分 39 秒 400.770 メートルの地点
②の地点 ①の地点から 166 度 19 分 49 秒 149.626 メートルの地点
③の地点 ②の地点から 76 度 18 分 37 秒 172.402 メートルの地点
④の地点 ③の地点から 346 度 18 分 38 秒 149.614 メートルの地点
 - (3) 面積
25,790.92 平方メートル
- 4 埋立地の用途
漁港施設用地
- 5 関係書類の備置場所
熊本県農林水産部漁港漁場整備課及び熊本県天草地域振興局農林水産部漁港課並びに天草市牛深支所産業振興課

熊本県告示第 380 号

公有水面埋立法（大正 10 年法律第 57 号）第 22 条第 1 項の規定に基づき公有水面埋立に関する工事のしゅん功を認可したので、同条第 2 項の規定により次のとおり告示する。

平成 18 年 4 月 3 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 しゅん功認可年月日
平成 18 年 3 月 24 日
- 2 しゅん功認可を受けた者の住所及び氏名
熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号 牛深漁港管理者 熊本県
牛深市牛深町 2286 番地 103 牛深市
- 3 埋立区域
 - (1) 位置
牛深市牛深町字白浜 1211 の 23 地先及び 1211 の 23 に隣接する平成 16 年 7 月 14 日付け熊本県指令漁第 18 号のしゅん功認可に係る埋立地地先公有水面
 - (2) 区域
次の①の地点から③の地点までを順次直線で結んだ線、③の地点と④の地点を結ぶ平成 16 年 7 月 14 日付け熊本県指令漁第 18 号のしゅん功認可に係る埋立地と公有水面との境界線（DL + 3.02 メートル）及び④の地点と①の地点を結ぶ平成 3 年の秋分の日満潮位（DL + 3.02 メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域
①の地点 牛深港宮崎突堤灯台（北緯 32 度 11 分 46.397 秒 東経 130 度 00 分 42.758 秒）から 14 度 01 分 48 秒 469.600 メートルの地点
②の地点 ①の地点から 242 度 07 分 05 秒 91.923 メートルの地点
③の地点 ②の地点から 153 度 22 分 43 秒 107.560 メートルの地点
④の地点 ③の地点から 63 度 22 分 43 秒 83.667 メートルの地点
 - (3) 面積
9,552.27 平方メートル
- 4 埋立地の用途
漁港施設用地
- 5 関係書類の備置場所
熊本県農林水産部漁港漁場整備課及び熊本県天草地域振興局農林水産部漁港課並びに天草市牛深支所産業振興課

熊本県告示第 381 号

公有水面埋立法（大正 10 年法律第 57 号）第 22 条第 1 項の規定に基づき公有水面埋立に関する工事のしゅん功を認可したので、同条第 2 項の規定により次のとおり告示する。

平成 18 年 4 月 3 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 しゅん功認可年月日
平成 18 年 3 月 24 日
- 2 しゅん功認可を受けた者の住所及び氏名
熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号 牛深漁港管理者 熊本県
牛深市牛深町 2286 番地 103 牛深市
- 3 埋立区域
 - (1) 位置
牛深市牛深町字六田 1118 の 4、1118 の 23 及び 1118 の 7 地先並びに 1118 の 10 に隣接する無番地（護岸）地先並びに 1118 の 10 に隣接する無番地（護岸）に隣接する平成 6 年 6 月 27 日付け熊本県指令漁第 17 号のしゅん功認可に係る埋立地地先公有水面
 - (2) 区域
次の①の地点と②の地点を結ぶ平成 6 年 6 月 27 日付け熊本県指令漁第 17 号のしゅん功認可に係る埋立地と公有水面との境界線（DL + 3.02 メートル）、②の地点から④の地点を順次直線で結んだ線及び④の地点と①の地点を結ぶ平成 3 年の秋分の日満潮位（DL + 3.02 メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域
①の地点 牛深港宮崎突堤灯台（北緯 32 度 11 分 46.397 秒 東経 130 度 00 分 42.758 秒）から 5 度 28 分 31 秒 559.109 メートルの地点
②の地点 ①の地点から 243 度 48 分 10 秒 83.061 メートルの地点
③の地点 ②の地点から 153 度 22 分 43 秒 111.486 メートルの地点
④の地点 ③の地点から 62 度 07 分 07 秒 91.430 メートルの地点
 - (3) 面積
9,246.20 平方メートル
- 4 埋立地の用途
漁港施設用地
- 5 関係書類の備置場所
熊本県農林水産部漁港漁場整備課及び熊本県天草地域振興局農林水産部漁港課並びに天草市牛深支所産業振興課

熊本県告示第 382 号

公有水面埋立法（大正 10 年法律第 57 号）第 22 条第 1 項の規定に基づき公有水面埋立に関する工事のしゅん功を認可したので、同条第 2 項の規定により次のとおり告示する。

平成 18 年 4 月 3 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 しゅん功認可年月日

平成 18 年 3 月 24 日

2 しゅん功認可を受けた者の住所及び氏名

熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号 牛深漁港管理者 熊本県

牛深市牛深町 2286 番地 103 牛深市

3 埋立区域

(1) 位置

平成 4 年 11 月 26 日付け熊本県指令漁第 38 号しゅん功認可に係る埋立地、平成 11 年 5 月 14 日付け熊本県指令第 13 号しゅん功認可に係る埋立地、牛深市牛深町字新開 938 の 7 に隣接する無番地、又 934 の 1、924 の 4 及びこれらの区域に隣接介在する無番地地先並びに 924 の 4、924 の 2 に隣接する無番地地先並びに 924 の 5 地先並びに 924 の 5 に隣接する無番地地先公有水面

(2) 区域

次の 1 の地点と 2 の地点とを結ぶ平成 11 年 5 月 14 日付け熊本県指令漁第 13 号しゅん功認可に係る埋立地及び平成 4 年 11 月 26 日付け熊本県指令漁第 38 号しゅん功認可に係る埋立地と公有水面との境界線（DL + 3.02 メートル）並びに 2 の地点から 6 の地点までを順次直線で結んだ線及び 6 の地点と 2 の地点を結ぶ平成 7 年の春分の日満潮位（DL + 3.02 メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

1 の地点 牛深港宮崎突堤灯台（北緯 32 度 11 分 34.11 秒 東経 130 度 00 分 50.89 秒）から 324 度 36 分 22 秒 486.022 メートルの地点

2 の地点 1 の地点から 63 度 42 分 45 秒 70.500 メートルの地点

3 の地点 2 の地点から 153 度 35 分 43 秒 148.823 メートルの地点

4 の地点 3 の地点から 261 度 01 分 36 秒 74.442 メートルの地点

5 の地点 4 の地点から 202 度 10 分 00 秒 13.687 メートルの地点

6 の地点 5 の地点から 257 度 39 分 12 秒 33.319 メートルの地点

(3) 面積

11,183.97 平方メートル

4 埋立地の用途

漁港施設用地

5 関係書類の備置場所

熊本県農林水産部漁港漁場整備課及び熊本県天草地域振興局農林水産部漁港課並びに天草市牛深支所産業振興課

熊本県告示第 383 号

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 10 第 1 項の規定により指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成 18 年 4 月 3 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	事業の種類
児童デイサービスセンター ロケット 山鹿市新町 1303-1	医療法人社団 木星会 山鹿市新町 1204 田代 桂一	平成 18 年 3 月 24 日	43000300206124	児童デイサービス

熊本県告示第 384 号

知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）第 15 条の 5 第 1 項の規定により指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成 18 年 4 月 3 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	事業の種類
グループホームすいれん 八代市永碇町 955-5 コーポ永野 101	社会福祉法人 麦の会 八代市永碇町 961-1 永野 慶一郎	平成 18 年 3 月 24 日	43000200310141	知的障害者 地域生活援助

熊本県告示第 385 号

身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 17 条の 5 第 1 項の規定により指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成 18 年 4 月 3 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	事業の種類
ヘルパーステーションテクニカル 合志市御代志 1342 番地	社会福祉法人 ひまわり福祉会 合志市御代志 1342 番地 小笠原 嘉祐	平成 18 年 3 月 24 日	43000100223113	身体障害者 居宅介護

熊本県告示第 386 号

身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 17 条の 20 の規定により次の指定居宅支援事業者から廃止の届出があった。

平成 18 年 4 月 3 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	事業の種類
本渡市社会福祉協議会訪問介護センター 本渡市今釜新町 3699 番地	社会福祉法人 本渡市社会福祉協議会 本渡市今釜新町 3699 番地 久々山 義人	平成 18 年 3 月 26 日	43000100080117	身体障害者 居宅介護
牛深市社会福祉協議会居宅介護事業所 牛深市牛深町 122 番地 2	社会福祉法人 牛深市社会福祉協議会 牛深市牛深町 122 番地 2 西村 武典	平成 18 年 3 月 26 日	43000100010114	身体障害者 居宅介護
有明町社会福祉協議会居宅介護事業所 天草郡有明町大字赤崎 2010 番地 9	社会福祉法人 有明町社会福祉協議会 天草郡有明町大字赤崎 2010 番地 9 久保 進一郎	平成 18 年 3 月 26 日	43000100046118	身体障害者 居宅介護
御所浦町社会福祉協議会在宅介護センター 天草郡御所浦町 3525 番地の 2	社会福祉法人 御所浦町社会福祉協議会 天草郡御所浦町 3525 番地の 2 岡部 鷹司	平成 18 年 3 月 26 日	43000100002111	身体障害者 居宅介護
新和町社会福祉協議会訪問介護事業所 天草郡新和町小宮地 763 の 3 番地	社会福祉法人 新和町社会福祉協議会 天草郡新和町小宮地 763 の 3 番地 富田 善三郎	平成 18 年 3 月 26 日	43000100110112	身体障害者 居宅介護
社会福祉法人河浦町社会福祉協議会 天草郡河浦町大字白木河内 223 番地 12	社会福祉法人 河浦町社会福祉協議会 天草郡河浦町大字白木河内 223 番地 12 池田 裕之	平成 18 年 3 月 26 日	43000100136117	身体障害者 居宅介護

熊本県告示第 387 号

知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）第 15 条の 20 の規定により次の指定居宅支援事業者から廃止の届出があった。

平成 18 年 4 月 3 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	事業の種類
本渡市社会福祉協議会訪問 介護センター 本渡市今釜新町 3699 番地	社会福祉法人 本渡市社会福祉協議会 本渡市今釜新町 3699 番地 久々山 義人	平成 18 年 3 月 26 日	43000200093119	知的障害者 居宅介護
牛深市社会福祉協議会居宅 介護事業所 牛深市牛深町 122 番地 2	社会福祉法人 牛深市社会福祉協議会 牛深市牛深町 122 番地 2 西村 武典	平成 18 年 3 月 26 日	43000200022118	知的障害者 居宅介護
有明町社会福祉協議会居宅 介護事業所 天草郡有明町大字赤崎 2010 番地 9	社会福祉法人 有明町社会福祉協議会 天草郡有明町大字赤崎 2010 番地 9 久保 進一郎	平成 18 年 3 月 26 日	43000200063112	知的障害者 居宅介護
御所浦町社会福祉協議会在 宅介護センター 天草郡御所浦町 3525 番地 の 2	社会福祉法人 御所浦町社会福祉協議会 天草郡御所浦町 3525 番地の 2 岡部 鷹司	平成 18 年 3 月 26 日	43000200002110	知的障害者 居宅介護
社会福祉法人河浦町社会福祉協議会 天草郡河浦町大字白木河内 223 番地 12	社会福祉法人 河浦町社会福祉協議会 天草郡河浦町大字白木河内 223 番地 12 池田 裕之	平成 18 年 3 月 26 日	43000200223112	知的障害者 居宅介護

熊本県告示第 388 号

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 20 の規定により次の指定居宅支援事業者から廃止の届出があった。

平成 18 年 4 月 3 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	事業の種類
本渡市社会福祉協議会訪問 介護センター 本渡市今釜新町 3699 番地	社会福祉法人 本渡市社会福祉協議会 本渡市今釜新町 3699 番地 久々山 義人	平成 18 年 3 月 26 日	43000300052114	児童居宅介護
牛深市社会福祉協議会居宅 介護事業所 牛深市牛深町 122 番地 2	社会福祉法人 牛深市社会福祉協議会 牛深市牛深町 122 番地 2 西村 武典	平成 18 年 3 月 26 日	43000300009114	児童居宅介護
有明町社会福祉協議会居宅 介護事業所 天草郡有明町大字赤崎 2010 番地 9	社会福祉法人 有明町社会福祉協議会 天草郡有明町大字赤崎 2010 番地 9 久保 進一郎	平成 18 年 3 月 26 日	43000300028114	児童居宅介護
御所浦町社会福祉協議会在 宅介護センター 天草郡御所浦町 3525 番地	社会福祉法人 御所浦町社会福祉協議会 天草郡御所浦町 3525 番地の 2	平成 18 年 3 月 26 日	43000300002119	児童居宅介護

の 2	岡部 鷹司			
天草地域療育センターすくすく園 本渡市川原町 7 番地 46 号	社会福祉法人 本渡市社会福祉協議会 本渡市今釜新町 3699 番地 久々山 義人	平成 18 年 3 月 26 日	43000300074126	児童デイサービス

熊本県告示第 389 号

身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 17 条の 5 第 1 項の規定により指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成 18 年 4 月 3 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	事業の種類
天草市社協ヘルパーセンター本渡 天草市今釜新町 3699 番地	社会福祉法人 天草市社会福祉協議会 天草市今釜新町 3699 番地 久々山 義人	平成 18 年 3 月 27 日	43000100225118	身体障害者 居宅介護
天草市社協ヘルパーセンター牛深 天草市牛深町 122 番地 2	社会福祉法人 天草市社会福祉協議会 天草市今釜新町 3699 番地 久々山 義人	平成 18 年 3 月 27 日	43000100226116	身体障害者 居宅介護
天草市社協ヘルパーセンター有明 天草市有明町赤崎 2010 番地 9	社会福祉法人 天草市社会福祉協議会 天草市今釜新町 3699 番地 久々山 義人	平成 18 年 3 月 27 日	43000100227114	身体障害者 居宅介護
天草市社協ヘルパーセンター御所浦 天草市御所浦町御所浦 3527 番地	社会福祉法人 天草市社会福祉協議会 天草市今釜新町 3699 番地 久々山 義人	平成 18 年 3 月 27 日	43000100228112	身体障害者 居宅介護
天草市社協ヘルパーセンター新和 天草市新和町小宮地 627 番地	社会福祉法人 天草市社会福祉協議会 天草市今釜新町 3699 番地 久々山 義人	平成 18 年 3 月 27 日	43000100229110	身体障害者 居宅介護
天草市社協ヘルパーセンター河浦 天草市河浦町白木河内 223 番地 12	社会福祉法人 天草市社会福祉協議会 天草市今釜新町 3699 番地 久々山 義人	平成 18 年 3 月 27 日	43000100230118	身体障害者 居宅介護
天草市社協ヘルパーセンター天草 天草市天草町高浜南 721 番地	社会福祉法人 天草市社会福祉協議会 天草市今釜新町 3699 番地 久々山 義人	平成 18 年 3 月 27 日	43000100231116	身体障害者 居宅介護

熊本県告示第 390 号

知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）第 15 条の 5 第 1 項の規定により指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成 18 年 4 月 3 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	事業の種類

天草市社協ヘルパーセンタ 一本渡 天草市今釜新町 3699 番地	社会福祉法人 天草市社会福 祉協議会 天草市今釜新町 3699 番地 久々山 義人	平成 18 年 3 月 27 日	43000200311115	知的障害者 居宅介護
天草市社協ヘルパーセンタ 一牛深 天草市牛深町 122 番地 2	社会福祉法人 天草市社会福 祉協議会 天草市今釜新町 3699 番地 久々山 義人	平成 18 年 3 月 27 日	43000200312113	知的障害者 居宅介護
天草市社協ヘルパーセンタ 一有明 天草市有明町赤崎 2010 番 地 9	社会福祉法人 天草市社会福 祉協議会 天草市今釜新町 3699 番地 久々山 義人	平成 18 年 3 月 27 日	43000200313111	知的障害者 居宅介護
天草市社協ヘルパーセンタ 一御所浦 天草市御所浦町御所浦 3527 番地	社会福祉法人 天草市社会福 祉協議会 天草市今釜新町 3699 番地 久々山 義人	平成 18 年 3 月 27 日	43000200314119	知的障害者 居宅介護
天草市社協ヘルパーセンタ 一新和 天草市新和町小宮地 627 番 地	社会福祉法人 天草市社会福 祉協議会 天草市今釜新町 3699 番地 久々山 義人	平成 18 年 3 月 27 日	43000200315116	知的障害者 居宅介護
天草市社協ヘルパーセンタ 一河浦 天草市河浦町白木河内 223 番地 12	社会福祉法人 天草市社会福 祉協議会 天草市今釜新町 3699 番地 久々山 義人	平成 18 年 3 月 27 日	43000200316114	知的障害者 居宅介護
天草市社協ヘルパーセンタ 一天草 天草市天草町高浜南 721 番 地	社会福祉法人 天草市社会福 祉協議会 天草市今釜新町 3699 番地 久々山 義人	平成 18 年 3 月 27 日	43000200317112	知的障害者 居宅介護

熊本県告示第 391 号

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 10 第 1 項の規定により指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成 18 年 4 月 3 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	事業の種類
天草市社協ヘルパーセンタ 一本渡 天草市今釜新町 3699 番地	社会福祉法人 天草市社会福 祉協議会 天草市今釜新町 3699 番地 久々山 義人	平成 18 年 3 月 27 日	43000300208112	児童居宅介護
天草市社協ヘルパーセンタ 一牛深 天草市牛深町 122 番地 2	社会福祉法人 天草市社会福 祉協議会 天草市今釜新町 3699 番地 久々山 義人	平成 18 年 3 月 27 日	43000300209110	児童居宅介護
天草市社協ヘルパーセンタ 一有明 天草市有明町赤崎 2010 番 地 9	社会福祉法人 天草市社会福 祉協議会 天草市今釜新町 3699 番地 久々山 義人	平成 18 年 3 月 27 日	43000300210118	児童居宅介護
天草市社協ヘルパーセンタ	社会福祉法人 天草市社会福	平成 18 年	43000300211116	児童居宅介護

有明 天草市有明町赤崎 2010 番地 9	祉協議会 天草市今釜新町 3699 番地 久々山 義人	3 月 27 日		護
天草市社協ヘルパーセンター御所浦 天草市御所浦町御所浦 3527 番地	社会福祉法人 天草市社会福祉協議会 天草市今釜新町 3699 番地 久々山 義人	平成 18 年 3 月 27 日	43000300211116	児童居宅介護
天草市社協ヘルパーセンター新和 天草市新和町小宮地 627 番地	社会福祉法人 天草市社会福祉協議会 天草市今釜新町 3699 番地 久々山 義人	平成 18 年 3 月 27 日	43000300212114	児童居宅介護
天草市社協ヘルパーセンター河浦 天草市河浦町白木河内 223 番地 12	社会福祉法人 天草市社会福祉協議会 天草市今釜新町 3699 番地 久々山 義人	平成 18 年 3 月 27 日	43000300213112	児童居宅介護
天草市社協ヘルパーセンター天草 天草市天草町高浜南 721 番地	社会福祉法人 天草市社会福祉協議会 天草市今釜新町 3699 番地 久々山 義人	平成 18 年 3 月 27 日	43000300214110	児童居宅介護
天草地域療育センターすすく園 天草市川原町 7 番地 46 号	社会福祉法人 天草市社会福祉協議会 天草市今釜新町 3699 番地 久々山 義人	平成 18 年 3 月 27 日	43000300207122	児童デイサービス

熊本県告示第 392 号

身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 17 条の 4 第 1 項の規定により指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成 18 年 4 月 3 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	事業の種類
デイサービス 海ん里 牛深市久玉町 5716-6	医療法人社団 孔和会 牛深市久玉町 5716-5 松本 直行	平成 18 年 3 月 27 日	43000100224129	身体障害者 デイサービス

熊本県告示第 393 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 46 条第 1 項の規定により指定居宅介護支援事業所を次のとおり指定した。

平成 18 年 4 月 3 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
和水町居宅介護支援事業所 玉名郡和水町江田 4040 番地	和水町	平成 18 年 3 月 1 日

公 告

熊本県公告第 242 号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成 18 年 4 月 3 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 競争入札に付する事項

- (1) 委託業務の名称
平成 18 年度熊本県広報誌「県からのたより」制作業務
- (2) 委託業務の内容
入札説明書及び仕様書のとおり
- (3) 委託期間
契約締結の日から平成 19 年 3 月 31 日まで
- (4) 入札方法
 - ア 入札金額は、熊本県広報誌「県からのたより」制作業務に要する費用とする。
 - イ 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
 - ウ 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和 39 年熊本県告示第 420 号）の規定を準用する。
 - エ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。

2 入札参加資格

次に掲げる条件をすべて満たす者であること。

- (1) 熊本県業務委託契約等に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 14 年熊本県告示第 516 号）による審査のうえ、有資格者として営業種目広報広告に登録された者で、かつ、その格付けが「A」又は「B」と決定されたものであること。
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3 に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。
- (2) 熊本県内に本社、支店又は営業所を有すること。
- (3) (2) の本社等において、B2 サイズのオフセット輪転機の設備を備えていること。
- (4) (2) の本社等において、(3) の設備に加え、別途 B2 又は B3 サイズのオフセット輪転機の設備を備えていること。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
- (6) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生開始手続の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
- (7) 6 の(4) のアに掲げる時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成 14 年熊本県告示第 811 号）による指名停止期間中でないこと。

3 入札参加資格を得るための申請方法等

- (1) 申請の方法
2 の(1) の入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、3 の(2) の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
- (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先
熊本県出納局管理調達課資格審査班（県庁行政棟本館 2 階）
郵便番号 862-8570 熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
電話 096-333-2581
- (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間
平成 18 年 4 月 3 日（月）から平成 18 年 4 月 10 日（月）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 競争入札参加資格確認申請書の提出

本競争入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加資格確認申請書を提出し、競争入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

- (1) 提出期間
平成 18 年 4 月 3 日（月）から平成 18 年 4 月 17 日（月）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
- (2) 提出場所
5 に記載のとおり
- (3) 提出方法
5 に記載の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
- (4) 入札参加資格確認結果の通知
入札参加資格確認の結果は、資格確認結果通知書により通知する。

5 契約条項を示す場所

熊本県総合政策局広報課企画・広報班（県庁行政棟本館 4 階）

郵便番号 862-8570 熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号

電話 096-333-2027

6 入札手続等

- (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称

5 に記載のとおり

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所

ア 交付期間

平成 18 年 4 月 3 日（月）から平成 18 年 4 月 21 日（金）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。

イ 交付場所

5 に記載のとおり

- (3) 入札説明会の日時及び場所

ア 日時

平成 18 年 4 月 10 日（月）午前 11 時から

イ 場所

熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号 熊本県庁行政棟本館 7 階 701 会議室

- (4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

平成 18 年 4 月 24 日（月）午前 11 時から

イ 場所

熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号 熊本県庁行政棟本館 7 階 701 会議室

- (5) 入札書の提出方法

6 の（4）記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、5 に記載の場所に平成 18 年 4 月 21 日（金）までに必着するよう郵送（書留郵便に限る。）すること。

7 その他

- (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

- (2) 入札保証金

入札に参加しようとする者は、見積もった契約希望金額の 100 分の 5 以上の金額を 6 の（4）記載の入札の日時までに納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 入札に参加しようとする者が、過去 2 年の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

- (3) 無効の入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札

イ 委任状を提出しない代理人のした入札

ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付せず、又は提供しない者のした入札

エ 記名押印を欠く入札

オ 金額を訂正した入札

カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札

キ 明らかに連合によると認められる入札

ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理をした者の入札

ケ 2 以上の意思表示をした入札

コ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札

サ その他入札に関する条件に違反した入札

- (4) 落札者の決定方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

- (5) 最低制限価格

設定しない。

- (6) 契約の締結

ア 契約書作成の要否

要

イ 契約の締結期限

落札者決定の日から 14 日以内とする。

ウ 落札者からの契約締結の申出期限

落札者決定の日から 7 日以内とする。

- (7) 契約保証金
契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、落札金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
- ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- イ 契約しようとする者が、過去 2 年の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (8) その他
詳細は、入札説明書による。

熊本県公告第 243 号

次の河川に係る河川整備計画を定めたので、河川法（昭和 39 年法律第 167 号）第 16 条の 2 第 6 項の規定により、次のとおり公表する。

平成 18 年 4 月 3 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 河川名 二級河川浦川
- 2 河川整備計画の公表場所
熊本県土木部河川課、熊本県玉名地域振興局、荒尾市及び長洲町
- 3 公表期間
平成 18 年 4 月 3 日から平成 18 年 4 月 12 日まで

熊本県公告第 244 号

建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 29 条の 2 第 1 項の規定に基づく処分を行ったので、同法第 29 条の 5 第 1 項の規定に基づき次のとおり公告する。

平成 18 年 4 月 3 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 処分をした年月日
平成 18 年 3 月 24 日
- 2 被処分者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
 - (1) 共栄工業株式会社
熊本市近見 8-5-132
代表取締役 津崎 裕康
熊本県知事許可（特-13）第 01006 号
 - (2) 株式会社勝川建設
熊本市長嶺西 2-3-20
代表取締役 黒川 勝徳
熊本県知事許可（特-15）第 07408 号
 - (3) 有限会社中村重機
熊本市近見 3-5-2
代表取締役 中村 豊春
熊本県知事許可（般-13）第 08354 号
 - (4) 有限会社装和建装
熊本市島崎 1-19-10
代表取締役 米岡 徹
熊本県知事許可（般-13）第 13081 号
 - (5) 有限会社辰吉組
熊本市刈草 2-11-1
代表取締役 陣内 辰久
熊本県知事許可（般-13）第 13940 号
 - (6) 新谷工業
熊本市清水亀井町 33-2
代表者 新谷 功
熊本県知事許可（般-14）第 15290 号
- 3 処分の内容
建設業法第 29 条の 2 第 1 項の規定に基づく許可の取消し
- 4 処分の原因となった事実
上記業者については、営業所又は建設業者の所在を確知できず、その旨を平成 18 年 2 月 20 日付けで公告したが、その公告の日から 30 日を経過しても当該建設業者から申出がなかった。
このことが、建設業法第 29 条の 2 第 1 項の規定に該当すると認められる。

熊本県公告第 245 号

次に掲げる土地改良事業に伴う工事が完了したので、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 113 条の 2 第 2 項の規定に基づきこの旨を公告する。

平成 18 年 4 月 3 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業名	地区名	工事着手年月日	工事完了年月日	事業主体
区画整理	本野	平成 6 年 10 月 1 日	平成 12 年 3 月 31 日	水上村

